

住まいの通信

第1号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター
 TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakuei.jutaku.jp/>

令和3年度 住宅使用料等の支払いスケジュール

住宅使用料等の納期限は月末です。ただし、末日が金融機関の休業日の場合は、翌月の最初の営業日となります。

住宅使用料等	納期限（引落日）	住宅使用料等	納期限（引落日）
2021年4月分	4月30日（金）	2021年10月分	11月 1日（月）
2021年5月分	5月31日（月）	2021年11月分	11月30日（火）
2021年6月分	6月30日（水）	2021年12月分	1月 4日（火）
2021年7月分	8月 2日（月）	2022年 1月分	1月31日（月）
2021年8月分	8月31日（火）	2022年 2月分	2月28日（月）
2021年9月分	9月30日（木）	2022年 3月分	3月31日（木）

ゴールデンウィークの業務のご案内

休日：4月29日（木）

5月1日（土）、2日（日）、3日（月）、4日（火）、5日（水）、

◆世田谷区営住宅等窓口センターのご案内◆

〒158-0097

世田谷区用賀4-13-3 ハイマートピア用賀

電話 03-6805-6523

営業時間：午前8時30分～午後6時まで

※設備異常などが発生した場合は、上記にご連絡いただければ東急コミュニティーの設備緊急センターに自動転送され、受付されます。なお、入居者負担となるものは、1万5千円（税別）の修理費用が発生する場合がございます。

各種手続きのご案内

区営住宅にお住まいの方で、ご家族の構成に変更がある場合などは、手続きを行なう必要がありますのでご注意をお願いします。



必要書類など、詳しくは区営住宅等窓口センターにお問い合わせください。

同居

◆別に住んでいた人を同居させたい ⇒ **同居承認申請書**

婚姻や養子縁組等の事情があり、許可することが適切な場合で
収入など条例等に定める基準を満たした場合に限り許可されます。

使用権承継

◆名義人が死亡したがこのまま住みたい ⇒ **使用権承継申請書**

名義人の死亡や離婚による転出などのやむを得ない事情があり、
収入など条例等に定める基準を満たした場合に限り許可されます。

世帯員変更

◆同居者転出・死亡または子供が生まれた場合 ⇒ **世帯員変更届**

毎年提出する収入報告書に記載しても、手続きをしたことにはなりませんので、
ご注意ください。配偶者の転出は、離婚を除いて認められません

長期不在

◆転勤・出張・長期入院などにより、1か月以上にわたり区営住宅を

誰も使用しない場合⇒ **長期不在届**

不在を証する書類（入院証明書、医師の診断書等）も必要となります。

退去（住宅の返還）

◆区営住宅から退去する場合 ⇒ **区営住宅返還届**

退去する日の14日前までに提出。提出が遅れた場合は、受理日の

翌日から14日目を退去日（返還日）とみなし、その日までの使用料

（家賃）をいただきます。

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意！

行政機関の職員になりすまし、「給付金（助成金）を配布します」「検査を希望する場合は返信してください」などと言う悪質な詐欺まがいの電話やメールによる被害が増えています。役所などが、このような連絡や訪問をすることはありませんので、ご注意ください。あわせて、家族になりすます「オレオレ詐欺」も多発していますので十分ご注意ください。

- ◆怪しい電話はすぐに切る、不審なメールは無視（開かずに削除）する、事前に約束のない人が訪ねてきてもドアを開けない。
- ◆絶対に、銀行等の口座や暗証番号等を教えたり、キャッシュカード等を渡さない。
- ◆不審に思った場合やトラブルにあった場合は、警察や最寄の消費生活センターにご相談ください。

世田谷区消費生活センター

消費生活相談専用：☎3410-6522

高齢者(65歳以上)専用電話：☎5486-6501

住宅使用料等の支払いにお困りの場合

世帯所得が減少し、一時的に使用料等のお支払いが困難な事情がある場合は、区営住宅等窓口センターにご相談ください。

収入再認定請求及び減免申請

- ・休職、離職等による、最新の収入が一定基準以下の場合、使用料を10～50%減額できます。※休職、離職等の理由が無く、収入が減少した場合の使用料の減額は行っておりません。

生活支援等に関するご相談

- ・病気や高齢、その他の事情により生活にお困りの方は、お住まいの地域を管轄する生活支援課(各福祉事務所)まで、ご相談ください。

世田谷総合支所 生活支援課

生活支援 03-5432-2846

北沢総合支所 生活支援課

生活支援 03-6804-7386

玉川総合支所 生活支援課

生活支援 03-3702-1734

砧総合支所 生活支援課

生活支援 03-3482-1390

烏山総合支所 生活支援課

生活支援 03-3326-6112



区営・区立住宅にお住まいのみなさまへの広報誌

住まいる通信

令和3年8月

2021-第2号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター
TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakueijutaku.jp/>

収入報告書をご提出いただきましたか

◎区営住宅等にお住まいの方にお願ひした収入報告書について、ご提出
いただいた方、ご協力ありがとうございました。

◎ご提出がまだの方は、必ず提出してください。

収入報告書は来年度の使用料（家賃）を決める重要な書類です。

収入報告書が提出されない場合、近傍同種住宅の家賃（民間と同程度
の高い家賃）になります。あらかじめご了承ください。

簡単・便利・確実な口座振替・自動払込をご利用ください！

口座振替・自動払込をご利用いただくと、毎月金融機関にお出かけになら
ずに確実に使用料のお支払いができるので大変便利です。支払い忘れの防止
になります。ご希望の方は下記窓口センターへお問い合わせください。

◆世田谷区営住宅等窓口センターのご案内◆

〒158-0097

世田谷区用賀4-13-3

ハイマートピア用賀2階

電話 03-6805-6523

受付時間：午前8時30分～午後6時まで

（土曜・日曜・祝日を除く）



自分で行う台風(大雨・強風)対策

台風や大雨は、毎年大きな災害をもたらします。テレビなどの気象情報に十分注意してください。台風や大雨の危険が近づいているというニュースや気象情報を見たり聞いたりしたら、災害への備えをもう一度確認しましょう。

■家の外の備え

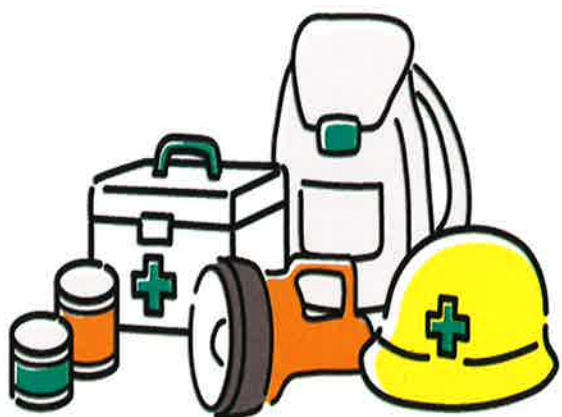
- ・バルコニーの窓や玄関はしっかり閉めて鍵をかけてください。閉め忘れがちな、トイレや浴室の窓も必ず閉めましょう。
- ・バルコニーや廊下の排水口は掃除をして水はけを良くしておきましょう。
- ・風で飛ばされそうなもの（物干しハンガー、植木鉢、物干し竿等）は家の中に入れましょう。

■家の中の備え

- ・ライフラインが途絶えた時のことを想定して、懐中電灯、携帯用ラジオ（乾電池式）、救急薬品、衣類、非常用食品、飲料水等の非常用品を備えましょう。
- ・室内からの安全対策として飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼ることや、養生テープで×印のようにクロスして貼ること。さらにカーテンを閉めるのも効果的です。
- ・窓周辺の家財や家電は被害を受けない場所に移動させ、電気のコンセントは漏電、ショート、感電などの事故が発生する可能性があるため、抜いておきましょう。
- ・断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に水を貼るなどして生活用水を確保してください。
- ・雨水が落ちる箇所に「新聞紙や雑巾」を敷き、その上に「バケツ」を置いて、床を濡らさないようにしましょう。溜まった水が跳ねて水が飛び散ることがあるので、新聞紙や雑巾を敷いておくと安心です。※雨が降っている時は防水工事ができませんので、自宅にあるもので応急処置をお願いします。

■避難場所の確認など

- ・学校や公民館など避難場所として指定されている場所への避難経路を確認しておく。
- ・普段から家族で避難場所や連絡方法など話し合っておく。
- ・避難するときは、持ち物を最小限にして、両手を使えるようにしておく。



生活ルールについて

コロナ過で在宅時間が長くなっています。居住者や近隣の皆様が、快適な生活をおくれるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆ 動物飼育の禁止

入居時にご説明しているとおり、他の居住者に迷惑となりますので、犬、猫、鳥などの動物の飼育や敷地内でのエサやりは固くお断りしています。鳴き声、抜け毛、フン尿等で近隣の方とのトラブルや、環境衛生悪化の原因となります。



◆ 生活騒音

みなさんのお部屋の床や壁は、隣り合う部屋と共有のものです。そのため、生活騒音はコンクリート壁や排水管、窓から簡単に伝わってしまいます。

- ・ テレビやステレオ・ラジオの音は、ご近所に迷惑にならないよう音量に注意（特に早朝や深夜は音量をひかえめにしましょう）
- ・ 部屋の中で走り回る音や床へのショック音（元気なことは良いことですが、ご近所にご配慮お願いします）
- ・ 玄関ドアや引戸の開け閉めは、静かにていねいに行いましょう。（玄関ドアを閉めるときは、最後まで手を放さずゆっくり閉めましょう）



※生活騒音によるトラブルは、当事者の皆様が話し合って解決してください。

お互いに不快な思いをしないためにも、日ごろからコミュニケーションをとるように心がけ快適な生活を送りましょう。

◆ 喫煙

エントランス、階段、廊下、敷地内通路等の共有部分での喫煙はできません。また、各住戸のベランダ（バルコニー）での喫煙もできません。



受動喫煙の
ない社会を!

◆ 最後に

共同生活をする上で、他の居住者などに迷惑をかけないようにルールやマナーをお守りください。みんなでマナーを守れば気持ち良いよね♡
その他、詳しくは『区営住宅 すまいのしおり』を見ましょう!!
世田谷区営住宅等 窓口センターホームページから見れます。
アドレス⇒<http://setagayakueijutaku.jp/>

新型コロナウイルス情報

20代・30代の感染者が増えています。ワクチンを接種した後もマスクの着用等、感染予防対策の継続をお願いします。

3つの**密**を避けましょう



密集場所



密接場面



密閉空間

満12歳～15歳の方にワクチン接種券を送付しています

送付期間:7月21日(水)～27日(火)

- 満12歳～15歳の方の接種には、保護者の同意・予診票への署名が必要です。また、原則、保護者の同伴が必要です。
 - 7月以降に満12歳になる方には、8月以降に順次接種券を送付します。
- 問い合わせ 世田谷区新型コロナワクチンコール ☎0120-136-652**

新型コロナウイルス感染症に関する相談

発熱や咳・痰、全身のだるさなどの症状がある方は、まずは「かかりつけ医」に電話でご相談下さい。

- 「かかりつけ医」がない、相談する医療機関に迷う等の場合

世田谷区発熱相談センター ☎5432-2910

(平日午前8時30分～午後5時15分)

東京都発熱相談センター ☎5320-4592(24時間・多言語対応)

FAX5388-1396(電話での相談が難しい方)

- 症状はないが不安に思う方、その他新型コロナウイルス感染症に関するご相談

世田谷区新型コロナウイルス相談窓口 ☎5432-2111 FAX 5432-3022

(平日午前8時30分～午後5時15分)

東京都新型コロナコールセンター(日本語、英語、中国語、韓国語ほか多言語対応)

☎0570-550-571 FAX5388-1396(午前9時～午後10時)

住まいる通信

令和3年10月

臨時号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター
TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakuei.jutaku.jp/>

集中豪雨や台風に関する対策事例

近年、集中豪雨や台風により
大きな災害が発生しています。
皆さんは、集中豪雨や台風の備えは
済んでいますか？
災害を未然に防ぐ対策をとりましょう。



○ベランダに置かれているものは室内に収納しましょう

- ◆物干しや鉢植えは落下すると危険です！
- ◆干されている雑巾なども濡れて飛ばされると、
窓ガラスを割ってしまう危険があります。
- ◆空き缶などのごみも飛ばされると凶器になります。



○ベランダの排水溝は清掃（枯葉やごみ等を除去）しておきましょう

排水溝が詰まると雨水がベランダ内で
溢れ室内に浸水したり、階下の住戸に
漏水する被害が生じます。



○停電による断水に備えて水を貯めておきましょう

- ◆停電になると断水でトイレが流せなくなります
- ◆お風呂に水を貯めておきましょう



○防災用品（持出用品）の中身をチェックしましょう

- ◆飲料水（給水袋、ポリタンク）
- ◆保存食（インスタント・レトルト食品、缶詰など）
- ◆貴重品（現金、健康保険証など）
- ◆懐中電灯やラジオを用意（停電にそなえて）
- ◆救急用品、常備薬、携帯トイレ、マスクや消毒液（感染症予防）
- ◆衣類、タオル、雨具など



区営住宅にお住まいのみなさまへの広報誌

住まいる通信

令和3年12月

第3号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター
TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakuei.jutaku.jp/>

- ★年末年始業務のご案内 1ページ
- ★使用料通知書について 2ページ
- ★ヒートショックの防止について 3ページ
- ★マナーを守って快適生活 4ページ

◆年末年始業務のご案内◆



年末年始休務日：12月29日（水）～1月3日（月）

世田谷区営住宅等窓口センター

電話 03-6805-6523

※緊急事態が発生した場合などは、上記に連絡いただければ、(株)東急コミュニティー設備緊急センターに自動転送され、受付いたします。(24時間対応可)

なお、入居者負担となるものは、出勤1回につき1万5千円（税別）と修理費用が発生する場合がございます。

緊急性の低い場合は、1月4日以降にご連絡ください。

2月末までに区営・区立住宅の 令和4年度の使用料通知書を送ります

◎区営住宅等にお住まいの方にお願ひした収入報告書について、ご提出いただき有難うございました。

2月末日までに令和4年4月からの区営・区立住宅使用料について、お知らせをする通知書「令和4年度収入認定通知書兼使用料通知書」等をお送りします（区立特定公共賃貸住宅を除く）。この使用料は、みなさまから提出された収入報告書等をもとに認定した所得月額に応じて決められたものです。

収入報告書未提出および書類不足の世帯

ご提出がまだの世帯は必ず至急に提出してください。
収入報告書を提出されない場合、収入状況にかかわらず、4月から近傍同種程度の家賃（民間と同程度の高い家賃）になります。
4月以降に書類を提出した場合、収入に応じた使用料の適用は、書類を受領した翌月からになりますので、ご注意ください。

使用料のお支払いは口座振替・自動払込みをご利用ください

口座振替や自動払い込みを利用いただくと、金融機関の窓口にお出かけにならずに、確実にお支払いができるので大変便利です。

口座振替日は、毎月1回原則として「月の末日」です。（末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日です。）

手続きについては、世田谷区営住宅等窓口センターにご連絡ください。

ヒートショックの防止

ヒートショックとは

急激な温度変化（特にお風呂場で多い）で血圧が上下に大きく変動することで体に負担をかけてしまい、脳梗塞や心筋梗塞等の健康障害をもたらす可能性があります。体に与えるショックのことです。特に、高齢者や高血圧の方は注意が必要です。

ここがポイント！



- ① 冷え込みやすい脱衣所や浴室、トイレを暖房で温める

（暖房器具を使用する際は、火事や換気にご注意ください）

- ② シャワーを活用したお湯はり

⇒ 湯沸かしの最後の5分で給湯する



- ③ 夕食前、日没前に入浴を！

- ④ お湯の温度は、41℃以下がおすすめ

- ⑤ 食事 1 時間以内、飲酒時の入浴、薬を飲んだ直後は控える

人の体は、急激な寒さを感じると血管が細くなって血圧を上昇させます。（心筋梗塞・脳梗塞の原因）血管が細くなっているときに急激に体温が高くなると血圧が低下させます。（めまいやふらつきなどで、転倒の原因）

※お家の中で、温度差のバリアフリーを心がけましょう！！

マナーを守って快適生活

コロナウイルス感染者の人数も減ってきて、気持ちも少し楽になってきました。だんだんと活動する機会が増えてきたと思いますが、ちょっとしたマナーの行き違いでトラブルが増えてきています。相手の気持ちを思いやり、コミュニケーションをよくとり、居住者や近隣の皆様が、快適な生活をおくれるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆ 動物飼育の禁止

犬、猫、鳥などの動物の飼育や敷地内でのエサやりは固くお断りしています。鳴き声、抜け毛、フン尿等で近隣の方とのトラブルや、環境衛生悪化の原因となります。また、エサを狙ってカラスも増えます。



◆ 生活騒音

みなさんのお部屋の床や壁は、隣り合う部屋と共有のものです。そのため、生活騒音はコンクリート壁や排水管、窓から簡単に伝わってしまいます。特に早朝、深夜に注意を！！

- ・ テレビやステレオ・ラジオの音は、ご近所に迷惑にならないよう音量に注意
- ・ 部屋の中で走り回る音や床へのショック音
- ・ 玄関ドアや引戸の開け閉めは、静かにていねいに行いましょう。



◆ 喫煙

エントランス、階段、廊下、敷地内通路等の共有部分での喫煙はできません。また、各住戸のベランダ（バルコニー）での喫煙もできません。



受動喫煙のない社会を！

◆ ゴミ出し

ごみの分別 ⇒間違っていると収集されません } カラスや猫が散らかします
ゴミ出しの時間⇒早すぎても遅すぎても } 環境衛生の悪化

※お願いです。においがきついものは、不要な広告や新聞紙に包み捨てましょう。

◆ 最後に

共同生活をする上で、他の住居者などに迷惑をかけないようにまた相手への気持ちを思いやり行動しましょう。 みんなでマナーを守れば気持ち良いよね♡
その他、詳しくは『区営住宅 すまいのしおり』を見ましょう！！
世田谷区営住宅等 窓口センターホームページから見れます。



アドレス⇒<http://setagayakueijutaku.jp/>